

6 二ツ井地域局

(1) 総務企画課

◇職員の配置状況

(単位 人)

区 分	局長	次長	課長補佐	所長	係長	主査	業務員	臨時職員等	計
全 般	1	1	1						3
総務管財係						6	1	10	17
地域振興係					1	1			2
富根出張所				1					1
計	1	1	1	1	1	7	1	10	23

※ 二ツ井地域局次長が課長事務取扱である。

※ 課長補佐が総務管財係長事務取扱である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（総務費）
- ②現金取扱簿の状況
- ③予算流用の内容確認
- ④行政財産使用許可等の状況
- ⑤契約の状況

(委託契約)

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
合併処理浄化槽維持管理業務委託 (二ツ井町庁舎及び車庫)	1,005,808	21. 4. 1 ~ 22. 3. 31
冷温水水処理装置等保守点検業務委託 (二ツ井町庁舎)	74,550	21. 4. 1 ~ 22. 3. 31
地籍事務支援システム保守委託	327,600	21. 4. 1 ~ 22. 3. 31

◇監査の結果

- ・ 冷温水水処理装置等保守点検業務委託で、2者による見積徴取の際、業者から提出された見積書が通知により指定した様式でなく、2者とも業者独自様式であった。
疑義が生じないよう財務規則の規定による取り扱いをされたい。
- ・ 合併処理浄化槽維持管理業務委託で、庁舎分の薬品は「kg」、汚泥処理は「m³」により委託金額が積算されているが、その数量どおり実施されているか確認が行われていないので、立ち会い等により実施内容の把握に努められたい。
- ・ 行政財産目的外使用料の調定は、使用許可した年額分で起票すべきであるが、半年ごとに起票しているので改善されたい。
- ・ 光熱水費繰替金戻入の自動販売機電気料分について、請求金額の根拠に明確でない部分があるので、実態を調査のうえ適切に対応されたい。

(2) 市民福祉課

◇職員の配置状況

(単位 人)

区 分	課長	所長	事務長	課長補佐	園長	主査	主任	主事	技士	業務員	臨時職員等	計			
全 般	1			3								4			
福祉保健係						3	1	1	1		3	9			
市民国保係						3		1				4			
子ども園					3	1	1			4	4	0	5	8	
児童館											5	5			
富根診療所		1	1								3	5			
計	1	1	1	3	3	1	7	1	2	1	4	5	1	8	5

※ 課長補佐のうち1人が福祉保健係長、1人が市民国保係長事務取扱である。

※ 富根診療所長は医師（パート職員）である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（一般会計 全部）
- ②現金取扱簿の状況
- ③実地監査（松風荘、荷上場老人憩の家）
- ④工事現場調査（二ツ井子ども園水洗化工事及びトイレ内装工事）
- ⑤行政財産使用許可等の状況
- ⑥契約の状況

(委託契約)

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
高齢者バス乗車券利用委託	2,000,000	21. 4. 1 ~ 22. 3. 31
浄化槽清掃及び維持管理業務委託 (富根診療所医師住宅)	29,700	21. 4. 1 ~ 22. 3. 31
敬老式賄い等に関する委託（種梅地区）	462,500	21. 4. 15 ~ 21. 5. 11
シロアリ駆除委託（子育て支援センター）	837,900	21. 6. 1 ~ 21. 6. 30

(工事請負契約)

(単位 円)

工事名	契約金額	工事期間
二ツ井子ども園フェンス取替工事	1,017,450	21. 7. 1 ~ 21. 7. 31

◇監査の結果

- ・ 敬老式賄い等に関する委託で、委託料は準備人数に単価を乗じて積算されているが、実際に掛かっている経費が把握されておらず、委託料の額が適当かどうか判断できないので、実状を把握し適切に対応されたい。
- ・ 高齢者バス乗車券利用委託で、シルバーパスの発行者数は把握しているが、それを使用して実際にバスを利用した人数等は把握されていない。事業効果の検証は必要と考えるので、利用実績の把握に努められたい。
- ・ 浄化槽清掃及び維持管理業務委託は、年間分の総額での契約であるが、作業内容に「汚泥処理1～2回」と示されており、内容が不明確である。業務内容等については、疑義が生じないように明確にされたい。
- ・ 荷上場老人憩の家は、二ツ井公民館荷上場分館と同一の建物となっているが、その利用手続き等について、条例、規則と異なる取り扱いが見られるので、施設の在り方を検討し、条例等との整合性を明確にされたい。

(3) 環境産業課

◇職員の配置状況

(単位 人)

区 分	主管	参事	課長補佐	主査	主任	臨時職員等	計
全 般	1	1	1				3
環 境 衛 生 室				2			2
農 林 商 工 業 係				4	1	3	8
計	1	1	1	6	1	3	13

- ※ ニツ井地域局主管が課長事務取扱である。
- ※ 参事が環境衛生室長事務取扱である。
- ※ 課長補佐が農林商工業係長事務取扱である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（全部）
- ②現金取扱簿の状況
- ③行政財産使用許可等の状況
- ④契約の状況

(委託契約)

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
種梅ふるさとの家浄化槽清掃及び維持管理委託	57,138	21. 4. 1 ~ 22. 3. 31
ブナの森ふれあい伝承館浄化槽清掃及び維持管理委託	149,244	21. 4. 1 ~ 22. 3. 31
農地・農業用施設災害測量設計業務委託	3,097,500	21. 8. 12 ~ 21. 10. 23

(工事請負契約)

(単位 円)

工事名	契約金額	工事期間
二ツ井中心商店街路側帯カラー化工事	8,032,500	21. 5. 19 ~ 21. 7. 31

◇監査の結果

- ・ 使用料及び賃借料の支払いにあたり、3ヶ月程度支出手続きがされず、12件の請求書がまとめて処理されるといった不適正な事務処理が見られた。業者に対しても著しく迷惑をかけたことは疑いがない。
速やかな事務処理に努めるとともに、内部でのチェック体制についても改めて点検することを要望する。
- ・ 21年度の種梅ふるさとの家、ブナの森ふれあい伝承館の浄化槽清掃及び維持管理委託で、見積徴取が20年度中に行われている。見積徴取は予算執行手続きとして、21年度に入ってから行われるべきと考えるので、十分に留意されたい。
- ・ 同委託は、年間分の総額での契約であるが、作業内容に「年に1～2回」と示されており、内容が不明確である。業務内容等については、疑義が生じないよう明確にされたい。
- ・ 行政財産目的外使用料が、調定すべき時期に起票されていないので、適正な事務処理に努められたい。

(4) 建設課

◇職員の配置状況

(単位 人)

区分	課長	課長補佐	係長	主査	主任	技士	臨時職員等	計
全般	1	1						2
建設係				2	2	1	5	10
上下水道係			1	1	1			3
計	1	1	1	3	3	1	5	15

※ 課長補佐が建設係長事務取扱である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（一般会計 全部、浄化槽事業特別会計 全部）
- ②現金取扱簿の状況
- ③予算執行率30%未満の確認
- ④契約の状況

(委託契約)

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
浄化槽清掃維持管理業務委託(5~50人槽)	人槽毎の単価契約	21. 4. 1 ~ 22. 3. 31
浄化槽清掃維持管理業務委託(189人槽)	602,438	21. 4. 1 ~ 22. 3. 31
プリンタ保守管理業務委託	63,000	21. 4. 1 ~ 22. 3. 31
簡易水道指定管理業務親メーター器交換委託(羽立配水池、上野配水池)	304,500	21. 5. 1 ~ 21. 5. 31
排水施設清掃業務委託(富根農協通り線)	395,850	21. 7. 8 ~ 21. 9. 10

(工事請負契約)

(単位 円)

工事名	契約金額	工事期間
浄化槽設置工事(21-17号5人槽標準仕様)	683,550	21. 6. 22 ~ 21. 8. 31
街灯新設工事(1基)	45,000	21. 7. 17 ~ 21. 8. 10

◇監査の結果

- ・ 簡易水道指定管理業務親メーター器交換委託で、委託件名に「指定管理業務」とあり、指定管理者が行うべき業務のような誤解が生じる。市と指定管理者の業務が混同しないような取り扱いが必要であるが、指定管理基本協定書においても、「施設、設備の工事又は修繕」については、それぞれが実施する範囲が明確になっていない。
基本協定書に定める業務の範囲について早急に見直しを行い、定められた負担区分により適切に取り扱うこととされたい。
- ・ 浄化槽清掃維持管理業務委託(189人槽)で、「抜き取り、清掃」が「一式」と契約されており、回数等内容が不明確である。
業務内容等については、疑義が生じないよう明確にされたい。
- ・ 財務規則に規定する基金台帳の整備、基金異動通知が行われていないので、適正な事務処理に努められたい。